

第1章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき、地震・津波災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための県民運動の展開を図るものとする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)に定める特別防災区域に係る防災については、同法第 31 条の規定に基づく青森県石油コンビナート等防災計画による。

第 2 節 計画の性格

この計画は、地震・津波災害に係る県の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。
なお、風水害等防災計画、火山防災計画及び原子力防災計画は別編とする。

- 1 国の防災基本計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 市町村が作成する地域防災計画の指針となるものである。
- 3 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、青森県の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、その実施細目等については、さらに防災関係機関において別途具体的に定めることを予定しているものである。
- 4 地震・津波災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の各章をもって構成する。

第1章 総則

青森県地域防災計画(地震・津波災害対策編)作成の目的、性格及び防災関係機関等の処理すべき業務等について定めるとともに、地震・津波災害の要因となる自然的、社会的背景等について記載するものである。

第2章 防災組織

防災対策の実施に万全を期するため、県及び防災関係機関の防災組織及び体制について定めるものである。

第3章 災害予防計画

地震・津波災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等の予防的な施策、措置等について定めるものである。

第4章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、県及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

第5章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、県及び防災関係機関が講じるべき措置について定めるものである。

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1 県

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責務を有する基礎的地方公共団体として、当該市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から地震・津波災害に対する防災力の向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

(資料)

○ 指定行政機関等を指定する告示

(資料編1-4-1)

第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 県

(1) 県

- ア 県防災会議に関すること
- イ 市町村及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること
- ウ 防災に関する組織の整備に関すること
- エ 防災に関する調査、研究に関すること
- オ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
- カ 治山、砂防、河川等の防災事業に関すること
- キ 防災に関する物資等の備蓄に関すること
- ク 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること
- ケ 地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること
- コ 災害に関する広報に関すること
- サ 避難指示等に関すること
- シ 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助及びそれに準じる救助に関すること
- ス 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること
- セ 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること
- ソ 災害時の交通規制及び緊急輸送に関すること
- タ 建築物等の応急危険度判定に関すること
- チ 金融機関の緊急措置に関すること
- ツ 災害対策に関する隣接道県等の相互応援協力に関すること
- テ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- ト 県防災ヘリコプターの運航に関すること
- ナ 県ドクターヘリに関すること
- ニ その他災害対策に必要な措置に関すること

(2) 県教育委員会

- ア 防災教育に関すること
- イ 文教施設の保全に関すること
- ウ 災害時における応急の教育に関すること
- エ その他災害対策に必要な措置に関すること

(3) 県警察

- ア 地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること
- イ 災害時の警備に関すること
- ウ 災害広報に関すること
- エ 被災者の救助、救出に関すること

- オ 災害時の遺体の検視・死体調査、身元確認等に関する事
- カ 災害時の交通規制に関する事
- キ 災害時の犯罪の予防、取締りに関する事
- ク 避難等に関する事
- ケ 大津波警報、津波警報及び津波注意報(以下「津波警報等」という。)の市町村への伝達に関する事
- コ その他災害対策に必要な措置に関する事

2 市町村

(1) 市町村

- ア 市町村防災会議に関する事
- イ 防災に関する組織の整備に関する事
- ウ 防災に関する調査、研究に関する事
- エ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事
- オ 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関する事
- カ 防災に関する物資等の備蓄に関する事
- キ 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関する事
- ク 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)の安全確保に関する事
- ケ 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関する事
- コ 地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関する事
- サ 水防活動、消防活動に関する事
- シ 災害に関する広報に関する事
- ス 避難指示等に関する事
- セ 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関する事
- ソ 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関する事
- タ 農林水産物等に対する応急措置の指示に関する事
- チ 建築物等の応急危険度判定に関する事
- ツ 罹災証明の発行に関する事
- テ 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関する事
- ト その他災害対策に必要な措置に関する事

(2) 市町村教育委員会

- ア 防災教育に関する事
- イ 文教施設の保全に関する事
- ウ 災害時における応急の教育に関する事
- エ その他災害対策に必要な措置に関する事

3 指定地方行政機関

(1) 東北管区警察局

- ア 災害状況の把握と報告連絡に関する事

- イ 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事
- ウ 関係職員の派遣に関する事
- エ 関係機関との連絡調整に関する事
- オ 津波警報等の伝達に関する事

(2) 東北総合通信局

- ア 非常通信協議会の育成、指導に関する事
- イ 非常通信訓練に関する事
- ウ 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関する事
- エ 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する事

(3) 東北財務局（青森財務事務所）

- ア 金融機関等の緊急措置に関する事
- イ 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のための災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通に関する事
- ウ 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上会に関する事
- エ 地方公共団体から応急措置の用に供するために申請のあった普通財産の無償貸付に関する事

(4) 東北厚生局

- ア 災害時における管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事
- イ 災害時における関係職員の派遣に関する事
- ウ 関係機関との連絡調整に関する事

(5) 青森労働局

- ア 被災者に対する職業のあっせんに関する事
- イ 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関する事
- ウ 被災労働者に対する災害補償に関する事

(6) 東北農政局

- ア 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事
- イ 農地、農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関する事
- ウ 農業関係被害状況の収集及び報告に関する事
- エ 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関する事
- オ 土地改良機械の緊急貸付けに関する事
- カ 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関する事
- キ 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関する事

(7) 東北森林管理局

- ア 森林、治山による災害防止に関する事
- イ 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する事
- ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
- エ 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関する事

(8) 東北経済産業局

- ア 工業用水道の応急・復旧対策
- イ 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需要対策
- ウ 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援

(9) 関東東北産業保安監督部東北支部

- ア 危険物・電気施設、ガス施設及び火薬類施設の保安対策に関すること
- イ 鉱山における人に対する危害の防止、鉱物資源の保護、施設の保全、鉱害の防止及び保安確保の監督指導に関すること

(10) 東北地方整備局（青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所、岩木川ダム統合管理事務所、青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所）

- ア 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関すること
- イ 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力に関すること
- ウ 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること
- エ 公共土木施設（直轄）の整備に関すること
- オ 直轄河川の水防警報及び洪水予報（青森地方气象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること
- カ 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること
- キ その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること
- ク 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること

(11) 東北運輸局（青森運輸支局）

- ア 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること
- イ 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること

(12) 東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）

- ア 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること
- イ 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること
- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(13) 東北地方測量部

- ア 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること
- イ 復旧測量等の実施に関すること

(14) 仙台管区气象台（青森地方气象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

(15) 第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）

- ア 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関すること
- イ 海難救助、海上消防、港則法に基づく船舶に対する避難勧告等及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること

- ウ 海上警備、海上における危険物の保安措置及び海上交通の確保等に関する事
- エ 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関する事

(16) 東北地方環境事務所

- ア 所管施設等の避難場所等としての利用に関する事
- イ 緊急環境モニタリングの実施・支援に関する事
- ウ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関する事
- エ 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関する事
- オ 家庭動物の救護活動状況の把握・関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関する事

(17) 東北防衛局

- ア 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事
- イ 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事
- ウ 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体への連絡に関する事

4 自衛隊（陸上自衛隊第9師団、海上自衛隊大湊地方隊、海上自衛隊第2航空群、航空自衛隊北部航空方面隊）

- ア 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関する事
- イ 災害時における応急復旧の支援に関する事

5 指定公共機関

(1) 東日本旅客（北海道旅客、日本貨物）鉄道株式会社

- ア 鉄道事業の整備及び管理に関する事
- イ 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関する事
- ウ その他災害対策に関する事

(2) 東日本電信電話株式会社（青森支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（東北支社青森支店）、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル

- ア 気象警報等の関係機関への伝達に関する事
- イ 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関する事
- ウ 災害対策機器等による通信の確保に関する事
- エ 電気通信設備の早期復旧に関する事
- オ 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関する事

(3) 日本銀行（青森支店）

- 災害時における通貨及び金融対策に関する事

(4) 日本郵便株式会社（青森中央郵便局）

- 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関する事

(5) 独立行政法人国立病院機構本部（北海道東北ブロック事務所）

- ア 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関する事
- イ 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の

支援に関すること

ウ 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること

エ 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること

(6) 日本赤十字社（青森県支部）

ア 災害時における医療対策に関すること

イ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること

ウ 義援金品の募集及び配分に関すること

(7) 日本放送協会（青森放送局）

ア 放送施設の整備及び管理に関すること

イ 地震・津波情報、津波警報等、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること

(8) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（青森研究開発センター）

原子力施設の防災に関すること

(9) 東北電力株式会社（青森支店）、東北電力ネットワーク株式会社（青森支社）

ア 電力施設の整備及び管理に関すること

イ 災害時における電力供給に関すること

(10) 日本通運株式会社（青森支店）、福山通運株式会社（北東北福山通運青森支店）、佐川急便株式会社（北東北支店青森営業所）、ヤマト運輸株式会社（東北支社青森主管支店）、西濃運輸株式会社（青森支店）

災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること

(11) 東日本高速道路株式会社（東北支社青森・八戸・十和田管理事務所）

東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること

6 指定地方公共機関

(1) 公益社団法人青森県医師会

災害時における医療救護に関すること

(2) ガス供給機関（青森ガス株式会社、八戸ガス株式会社、弘前ガス株式会社、五所川原ガス株式会社、十和田ガス株式会社、黒石ガス株式会社、一般社団法人青森県エルピーガス協会）

ア ガス供給施設の整備及び管理に関すること

イ 災害時におけるガス供給施設の安全確保に関すること

(3) 輸送機関（弘南鉄道株式会社、津軽鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社、公益社団法人青森県バス協会、弘南バス株式会社、下北交通株式会社、十和田観光電鉄株式会社、岩手県北自動車株式会社、公益社団法人青森県トラック協会）

ア 輸送施設の整備及び管理に関すること

イ 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること

(4) 放送機関（青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森）

ア 放送施設の整備及び管理に関すること

イ 地震・津波情報、津波警報等、災害情報及び被害状況等の放送及び防災知識の普及に関する
こと

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合

- ア 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること
- イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること
- ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること
- エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
- オ 農産物の需給調整に関すること

(2) 森林組合

- ア 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること
- イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること

(3) 漁業協同組合

- ア 組合員の被災状況調査及びその応急対策の協力に関すること
- イ 漁船、共同利用施設の災害応急対策等に関すること
- ウ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること
- エ 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること

(4) 商工会、商工会議所等商工業関係団体

- ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
- イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
- ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること

(5) 病院等経営者

- ア 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること
- イ 従業員等に対する防災教育・訓練に関すること
- ウ 災害時における病人等の受入れに関すること
- エ 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関すること

(6) 社会福祉施設経営者

- ア 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること
- イ 従業員等に対する防災教育・訓練に関すること
- ウ 災害時における入所者の保護に関すること

(7) 金融機関

被災事業者に対する資金の融資に関すること

(8) 学校法人

- ア 防災教育に関すること
- イ 避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること
- ウ 災害時における応急の教育に関すること

(9) その他NPO・ボランティア等の各種団体

市町村が実施する応急対策についての協力に関すること

(10) 危険物施設の管理者

災害時における危険物の保安に関すること

(11) 多数の者が出入りする事業所等（百貨店・工場等）

- ア 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること
- イ 従業員等に対する防災教育・訓練に関すること
- ウ 来場者等に対する避難誘導に関すること

(12) 道の駅運営管理者

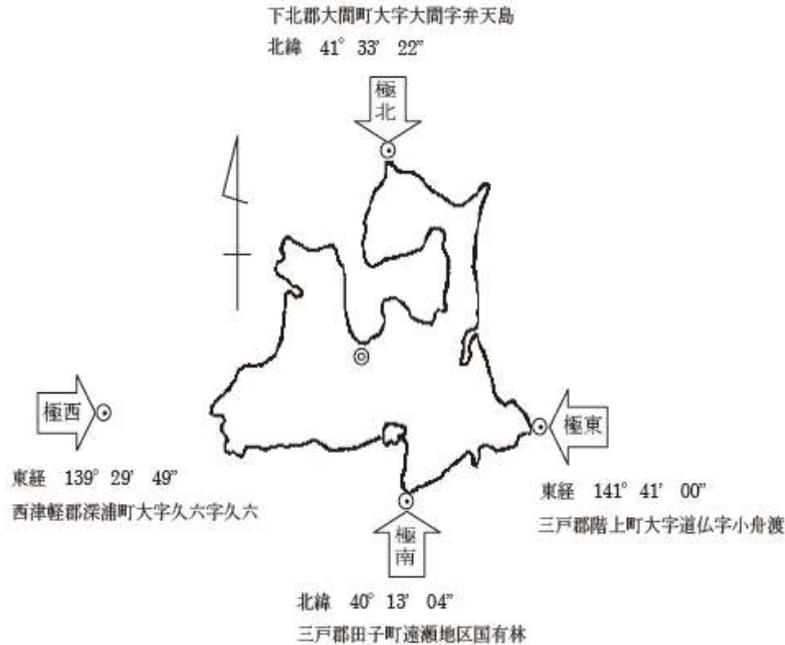
- ア 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること
- イ 従業員に対する防災教育・訓練に関すること

第6節 県の概況

1 位置

本県は、本州の最北端に位置し、東は太平洋、西は日本海、北は津軽海峡と三方海に囲まれ、南は秋田、岩手両県に接している。

これを経緯度で見ると、東経 139 度 29 分 49 秒(深浦町久六島)から 141 度 41 分 00 秒(階上町大字道仏)まで、北緯は 40 度 13 分 04 秒(田子町夏坂)から 41 度 33 分 22 秒(大間町弁天島)の区域にあり、東西約 155 km、南北約 140 kmにわたる範囲である。



2 地勢

本県の地勢は、山地、丘陵地、低地の3地形に区分され、地形、地域区分では、中央山地、西部山地、津軽半島脊梁山地、下北半島山地、東部丘陵地、津軽平野、青森平野からなる。

(1) 中央山地

奥羽地方の脊梁をなす奥羽山脈は、県内中央部の山地を形成し南北に走っている。那須火山帯に属する八甲田火山群及び十和田火山群は、この山地に位置している。八甲田火山群は、八甲田大岳、乗鞍岳等の諸火山が密集し、その南に十和田火山群がある。そして十和田火山群の中央に十和田湖がある。

(2) 西部山地

この山地は、出羽山地の北の延長部に当たり、県境においても 1,000m 内外の標高を示し、一部は西津軽郡の山地となり大戸瀬に至っている。また他の一部は中津軽郡から南津軽郡にわたる県境の山地を形成している。これらの山地や周辺の丘陵地を縫って、追良瀬川、赤石川、中村川及び岩木川等が流れ、溪谷を刻んでいる。鳥海火山帯に属する岩木山は、この山地の東北部にあり、その東方には津軽平野が広がっている。

(3) 津軽半島脊梁山地

この山地は、津軽半島を南北に走り、大倉岳、袴腰岳、四ッ滝山が重疊しており、その東西及び南の三翼には丘陵地が発達している。

3 地 質

本県の地質は基盤となる先第三系、中心となる新第三系そして表層の第四系の地層と、種々の火山岩等によって構成されている。

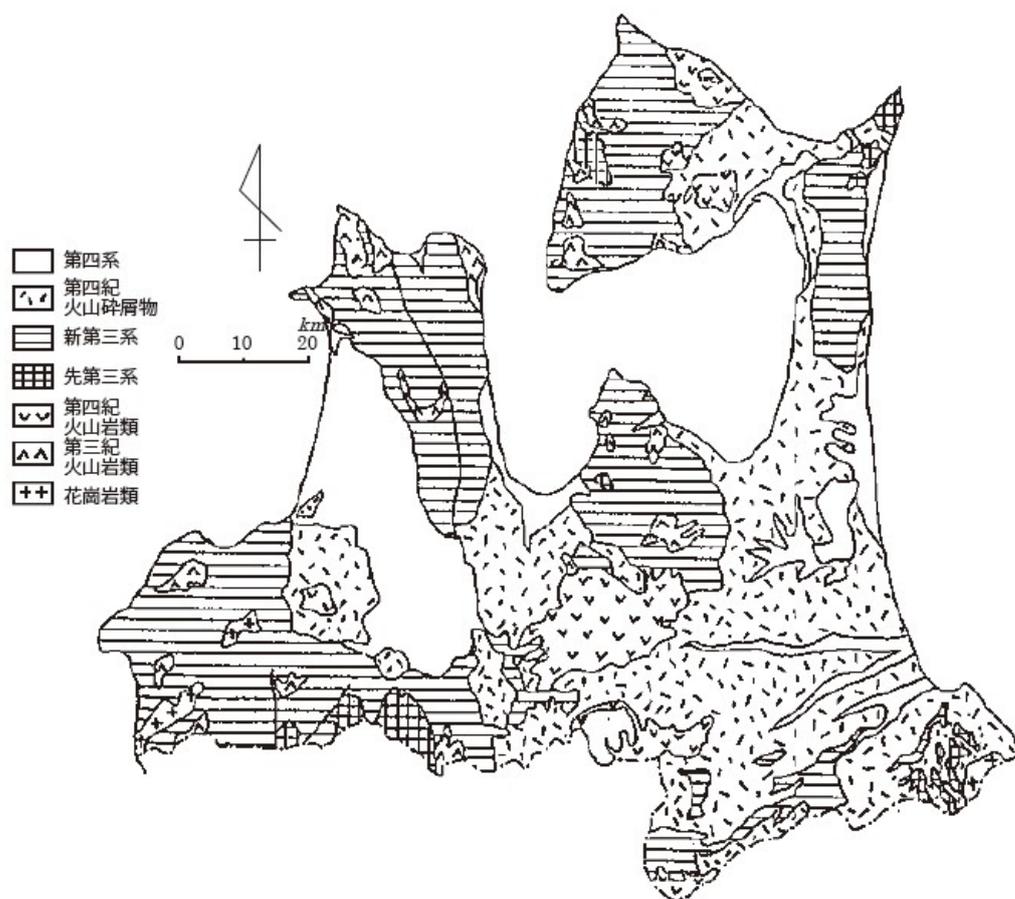
先第三系基盤岩類は、県内最古の小泊岬層そして尻屋岬層群などのように、従来は時代未詳として扱われていたものが近年、微化石等により時代が明らかになってきた。主な構成岩種は粘板岩、石炭岩、チャート、輝線凝灰岩などである。これらは、小泊半島権現崎、弘前南方座頭石、青森市東岳、夏泊半島立石、下北半島福浦、同尻屋崎及び八戸南方の県境部に島状に分布を示している。

新第三系には、中新統及び鮮新統の地層があり、これらは本県の骨組みとして、県内一円に広く分布している。この時期は東北地方日本海側を特徴づけるグリーンタフ活動の産物が多く、緑色凝灰岩及び石油母層の頁岩で代表される。これらに加え、砂岩、泥岩なども堆積しているが、いわゆる黒鉱の胚胎層となっている。また、貝化石を産出することで鮮新統の大釈迦層及び近川層などは著名である。

第四系は洪積統及び沖積統からなる。前者は氷河時代の堆積物で、弘前台地、三本木原台地などを形成し、本県の海岸部に海岸段丘を連続的に形成した。特に西海岸の鱒ヶ沢から深浦にかけての海岸段丘は全国的に名高いものである。沖積統のものは、津軽、青森及び上北などの各平野、また河川の谷底平野及び海岸、潟湖の周辺に堆積している。一部では津軽半島屏風山、下北半島猿ヶ森のように砂丘を形成しているところもある。第四系の堆積物はいずれも未固結の礫、砂及び粘土からなる。なお、段丘上には岩木山火山、十和田火山等の火山灰などがかなり広範囲に堆積し、下位の地層を覆っている。

火山岩類は古生代～中生代にかけての花崗岩と新第三紀火山岩類及び新期火山岩類からなる。花崗岩類は白神山地周辺から弘前南方にかけての地域、青森市東岳、下北半島福浦及び尻屋崎、八戸市南方階上岳等で侵入岩体として分布するので、比較的小規模である。これらは、花崗岩～閃緑岩類で、赤石川中流の菱喰花崗岩類は絶対年代測定で、7千万年前後の中生代白亜紀のものであることを示している。また、これらに伴って、一部で非常に小規模な変成岩及び変成鉱物が含まれている。

青森県地質図



第三紀火山岩類は、流紋岩、石英安山岩及び安山岩と集塊岩からなる。深成岩類よりは大きく分布している。深浦、相馬、今別、小坪川、易国間、脇野沢、泊及び名久井地域に発達している。これらは新第三紀中新世のグリーンタフ時代の初期から末期にかけてと、鮮新世に活動した火山の産物であると思われる。

新期火山岩類は、那須火山帯に属する八甲田山、十和田火山、燧岳及び恐山と、鳥海火山帯の岩木山火山を中心に分布している。これらの火山は主に安山岩質溶岩と碎屑物及び火山灰を噴出している。

4 主な河川、湖沼、山岳等

本県の主な河川、湖沼、山岳は次のとおりである。

(1) 河川

本県の河川総数は、岩木川、馬淵川及び高瀬川の一級水系 133 河川、堤川、奥入瀬川及び新井田川等の二級水系 157 河川、計 290 河川であり、その総指定延長は、2,086.5 kmに及んでいる。

このうち改修を要する延長は、直轄管理区間で 180.8 km(堤防延長)、県管理区間で 1,216.5 kmとなっている。

名 称	流路延長 (km)	水源地	下 流 端
馬 淵 川	142.4	岩 手 県	八戸市
岩 木 川	101.6	西 目 屋 村	五所川原市
新 井 田 川	78.1	岩 手 県	八戸市
奥 入 瀬 川	70.7	十 和 田 市	おいらせ町
高 瀬 川	63.7	七 戸 町	六ヶ所村
五 戸 川	50.7	新 郷 村	八戸市
中 村 川	44.9	弘 前 市	鱒ヶ沢町
赤 石 川	44.6	鱒 ヶ 沢 町	鱒ヶ沢町
浅 瀬 石 川	44.8	平 川 市	藤崎町で平川へ合流
平 川	40.6	平 川 市	藤崎町で岩木川へ合流
熊 原 川	37.0	田 子 町	三戸町で馬淵川へ合流
坪 川	35.9	七 戸 町	七戸町で高瀬川へ合流
浅 水 川	35.0	三 戸 町	八戸市で馬淵川へ合流
十 川	35.0	黒 石 市	五所川原市で岩木川へ合流
追 良 瀬 川	33.7	深 浦 町	深浦町
堤 川	32.6	青 森 市	青森市

(資 料)

○ 河川海岸図

(資料編1-6-1)

(2) 湖沼

名 称	面積 (km ²)	周囲 (km)	所属又は関係市町村
小 川 原 湖	62.12	67.4	東北町
十 和 田 湖	61.11	48.1	十和田市〔青森〕、小坂町〔秋田〕
十 三 湖	17.82	31.4	五所川原市
鷹 架 沼	5.43	18.4	六ヶ所村
尾 駁 沼	3.32	12.5	〃
宇 曾 利 山 湖	2.68	—	むつ市
市 柳 沼	1.75	6.2	六ヶ所村
姉 沼	1.57	7.1	東北町
田 面 木 沼	1.16	8.3	六ヶ所村
田 光 沼	1.25	5.3	つがる市

(3) 山岳

名 称	標高 (m)	所 在 市 町 村
岩 木 山	1,624.6	弘前市
八甲田山 (大岳)	1,584.5	青森市・十和田市
向 白 神 岳	1,250.0	深浦町
白 神 岳	1,235.0	〃
南 沢 岳	1,199.0	黒石市
逆 川 岳	1,183.6	青森市
戸来岳 (三ツ岳)	1,159.4	新郷村・十和田市
尾 太 岳	1,083.5	西目屋村
十 和 田 山	1,053.9	十和田市
十和田 (御鼻部山)	1,010.8	十和田市・平川市
恐山 (釜臥山)	878.2	むつ市

5 海岸

本県の海岸線は、津軽沿岸、陸奥湾沿岸、下北八戸沿岸の3沿岸からなり、その延長は、794.9kmであり、全国第13位の長さを有している。

(1) 津軽沿岸

津軽沿岸は、外ヶ浜町沿岸を起点として竜飛崎を経て秋田県界に至る区間である。この区間は、陸奥湾、津軽海峡及び日本海に面しており、変化に富んだ海岸線を有している。外ヶ浜町根岸から十三湖までの区間は岩礁海岸が主体となっているが、一部に砂浜も見られる。その南側の十三湖から鱒ヶ沢町までの区間は、通称七里長浜と呼ばれる縦列砂丘地帯で、海浜幅 80m程度の砂丘の背後に丘陵地(標高 40mから 50m)が並行し、長年の侵食作用で崖海岸を形成している。また、鱒ヶ沢町から秋田県界までは、岩礁海岸が連続しており、風光明媚な地域であるが、激しい冬期風浪のため越波による被害が多発している地域である。

(2) 陸奥湾沿岸

陸奥湾沿岸は、むつ市北海岬を起点として陸奥湾を一周し、外ヶ浜町根岸に至る区間である。当沿岸では、古くから沿岸漁業が発達し、ほとんどの地域に漁村落がある。湾内の西側沿岸の海岸線は礫、玉石地帯となっており、南側沿岸は、陸奥湾に突き出た夏泊半島を境に、西側は岩礁海岸、東側は砂浜海岸に分かれている。湾内東側は、七里長浜と同じような崖海岸を形成しており、冬期風浪時の侵食災害が多発している地域である。北部沿岸は、砂利海岸がほとんどである。

(3) 下北八戸沿岸

下北八戸沿岸は、岩手県界を起点とし、尻屋崎と大間崎を経てむつ市北海岬に至る区間であり、太平洋側と津軽海峡側に大別される。太平洋沿岸のうち、岩手県界から八戸市鮫角までの区間では、太平洋の荒波のうち寄せる巨岩や砂浜があり、雄大な風景が見られる。その北側は尻屋岬まで長大な砂浜海岸が続いている。太平洋沿岸一帯は、津波や高潮の常襲地帯で、過去において甚大な被害を繰り返し受けた地域であり、また太平洋の波浪等の影響で侵食が著しくなっているところである。津軽海峡に面した地域は、漁港が点在し背後地はほとんどなく、その背後には海岸防災林があり、海岸線はなめらかである。

(資料)

- 河川海岸図 (資料編1-6-1)

6 港湾及び漁港

本県が管理する港湾は、重要港湾が青森、八戸、むつ小川原港の3港、地方港湾が大湊、小湊、野辺地、川内、大間、尻屋岬、深浦、休屋、子ノ口、津軽、仏ヶ浦港の11港、合わせて14港となっている。このうち尻屋岬、深浦の2港は避難港となっている。

また、本県が管理する漁港は42港であり、このうち佐井、白糠、小泊の3港は避難港となっている。

(資料)

- 港湾図 (資料編1-6-2)
- 港湾の現況 (資料編1-6-3)

7 道路

本県の道路は、東北縦貫自動車道の高速自動車国道や一般国道の自動車専用道路をはじめ、国管理の国道4号、7号、45号、101号(一部)、104号(一部)と、県管理の国道101号(一部)、102号、103号、104号(一部)、279号、280号、282号、338号、339号、340号、394号、454号の合計15路線からなる一般国道、主要地方道47路線及び一般県道185路線がネットワークを形成している。

なお、県内の国・県道の実延長は平成31年3月31日現在3,942.3kmで、うち改良済延長3,001.1km(改良率:76.1%)、舗装済延長2,788.4km(舗装率:70.7%)となっている。

(資料)

- 道路図 (資料編1-6-4)

8 気象

本県は、本州の最北端に位置し地形海域が複雑なため気象も地域的に大きな違いとなって現れてくる。

東北地方の中央を南北に走る奥羽山脈は、その北端部が八甲田山系となって県内を二分し、西側に津軽地方、東側に三八、上北地方を形成している。上北地方から北側に下北半島がまさかり状となって突き出し陸奥湾を抱いている。そして三方海に面する本県は、日本海側に沿って、対馬暖流が北上し、これが津軽海峡に分流する。また、千島付近からの親潮寒流は、太平洋側に沿って南下する。

このような地形的分布と三海域に囲まれた県内は、寒候期と暖候期で著しく気象現象の地域差が現れる。寒候期には北西の季節風を直接受ける津軽地方と陸奥湾の影響を受ける下北並びに上北地方ではともに日本海側の天気特性となって風雪の日が多くなる。一方、三八地方は、八甲田山系が障壁となって太平洋側の天気特性を表し乾燥した晴天の日が多い。そして暖候期には梅雨期間を中心として千島海域からの冷湿な北東気流(ヤマセ)の流入することが多く、下北、上北、三八地方では低温・多湿の日が多くなる。

すなわち、八甲田山系によって津軽と三八地方はそれぞれ日本海側と太平洋側の天気特性となるが、下北と上北地方は大きな山地の影響が出て寒候期には日本海側の特性を表し、暖候期には太平洋側の特性となる。

9 人口及び世帯

令和2年国勢調査による本県の人口は、1,237,984人で平成27年に比べ70,281人(約5.4%)の減少となった。

男女別では、男583,402人、女654,582人で女100人に対して男89.1人となっている。また、世帯数は511,526世帯で、1～2人世帯が増加していることから1世帯当たり人員は2.34人と減少している。

この人口を地域別で見ると市部人口は、平成27年に比較して4.7%減少して965,568人となったが、県全体に占める比率は78.0%へ高まった。一方郡部の人口は、平成27年より7.6%減少して272,416人で、県全体に占める比率も22.0%となった。

人口を年齢別に見ると、15歳未満歳の年少人口が129,112人、15～64歳の生産年齢人口が676,167人、65歳以上の老年人口が412,943人で構成比はそれぞれ10.6%、55.5%、33.9%となっている。これを平成27年の構成比と比べると、年少人口は0.8ポイント低下、生産年齢人口は2.9ポイント低下、老年人口は3.8ポイント上昇している。

○総人口、世帯数等の推移

(単位:人、世帯)

区分	総人口	男	女	女100人に対する男の人数	総世帯数	1世帯当たり人員
平17	1,436,657	679,077	757,580	89.6	510,779	2.75
平22	1,373,339	646,141	727,198	88.9	513,385	2.61
平27	1,308,265	614,694	693,571	88.6	510,945	2.48
令2	1,237,984	583,402	654,582	89.1	511,526	2.34

注)1世帯当たり人員は総世帯数から施設等の世帯を除いて算出

○年齢別人口及び構成比の推移

(単位:千人、%)

区分	平17年	平22年	平27年	令2年	構成比			
					平17年	平22年	平27年	令2年
総人口	1,437	1,373	1,308	1,238	—	—	—	—
15歳未満	199	172	148	129	13.9	12.6	11.4	10.6
15～64歳	911	844	758	676	63.4	61.7	58.4	55.5
65歳以上	327	353	391	413	22.7	25.8	30.1	33.9

注1)総人口には年齢不詳を含む

注2)年齢別人口構成比は年齢不詳を除いて算出

10 土地利用状況

本県の地形は、県土の半分が山地・火山地、3分の1が平地(台地及び低地等 33.1%)及び丘陵地でおおわれており、平地部の占める割合が高く、かつ、その占める面積は都道府県中北海道、茨城県に次いで全国3位となっている。

土地利用状況は、この地形を反映して森林が6,328k㎡(65.6%(うち国有林62.3%))を占め、次いで農用地が1,510k㎡(15.7%)を占めている。農用地のうち田は798k㎡と農用地全体の52.8%を占めており、土地利用が米を主体とする本県の農業形態を端的に表している。

○県土の利用形態別構成(平成30年10月1日現在)

区 分	青 森 県		全 国 構 成 比 (%)
	面 積 (km ²)	構 成 比 (%)	
1) 農 地	1, 5 1 0	1 5. 7	1 1. 7
2) 森 林	6, 3 2 8	6 5. 6	6 6. 2
3) 原 野 等	1 0 6	1. 1	0. 9
4) 水面・河川・水路	3 4 9	3. 6	3. 6
5) 道 路	2 9 3	3. 0	3. 7
6) 宅 地	3 4 0	3. 5	5. 2
住 宅 地	2 0 3	2. 1	3. 2
工 業 用 地	2 1	0. 2	0. 4
そ の 他 の 宅 地	1 1 7	1. 2	1. 6
7) そ の 他	7 1 9	7. 5	8. 7
合 計	9, 6 4 6	1 0 0. 0	1 0 0. 0

11 産業及び産業構造の変化

本県の15歳以上の総就業人口は、平成27年国勢調査によると625,970人で、その産業別就業人数は第三次産業が全体の67.2%(分類不能の産業を除く)を占め、次いで第二次産業(20.4%(同))、第一次産業(12.4%(同))となっている。

その内容は、卸売・小売業が97,079人で最も多く、就業者総数の15.5%を占めている。次いで医療・福祉が83,632人(13.4%)、農業、林業が67,513人(10.8%)、製造業が64,158人(10.2%)、建設業が59,390人(9.5%)などとなっている。

なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少し、第三次産業は上昇している。

○産業別就業人口

(単位:人、%)

区 分	平成17年		平成22年		平成27年		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
就 業 者	総 数	688, 438	100. 0	639, 584	100. 0	625, 970	100. 0
	第1次産業	96, 192	14. 1	81, 042	13. 0	75, 300	12. 4
	第2次産業	146, 772	21. 5	127, 978	20. 6	124, 032	20. 4
	第3次産業	439, 030	64. 4	413, 318	66. 4	407, 585	67. 2

注1)総数には分類不能の産業を含む

注2)産業3部門別構成比は総数から分類不能の産業を除いて算出

注3)令和2年国勢調査の結果は、令和4年5月に公表予定

第7節 青森県の主な活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ(くい違い)のみられる地質現象をいい、その中で地質年代の第四紀(約 200 万年前から現在の間)にくり返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを活断層とっている。

本県において認められている主な活断層は次のとおりとなっているが、この活断層の存在や活動性等について永続的に留意していく必要がある。

(1) 津軽山地西縁断層帯

津軽山地西縁断層帯は、五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約 16 km にわたって分布している津軽山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて約 23 km にわたって分布している津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められている。

(2) 野辺地断層帯

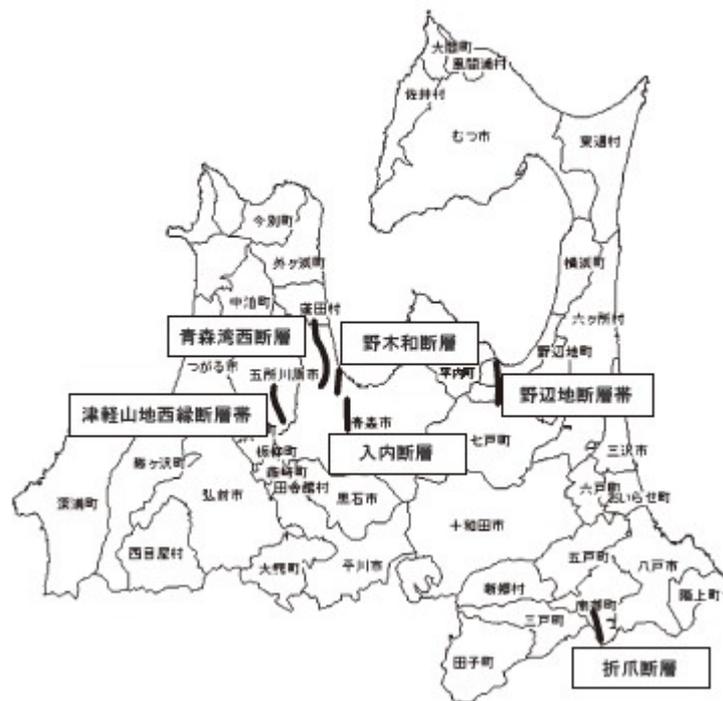
東北町添ノ沢から七戸町にかけて約 12km にわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められている。

(3) 折爪断層

五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約 21km にわたって分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。

(4) 青森湾西岸断層帯(青森湾西断層、野木和断層及び入内断層)

蓬田村から青森市にかけて約 31km にわたって分布し、北北西～南南東方向に分布していることが認められている。



(資料)

○ 主要起震断層調査結果の概要

(資料編1-7-5)

第8節 青森県の地震・津波

1 地震

青森県の周辺で発生する地震は、

- ① 太平洋プレートと北米プレートの境界付近で発生する地震
- ② 日本海東縁部のひずみ集中帯で発生する地震
- ③ 沈み込む太平洋プレート内で発生する地震
- ④ 陸域の浅いところで発生する地震

などで、これらの地震により、多くの被害を受けている。

上記①タイプの地震では、1968年(昭和43年)5月16日の十勝沖地震、1994年(平成6年)12月28日の三陸はるか沖地震があり、県東部のシラス地帯での山崩れ、鉄筋コンクリート建築物の倒壊など大きな被害が生じた。また、2011年(平成23年)3月11日の東北地方太平洋沖地震もこのタイプの地震である。

上記②タイプの地震では、1983年(昭和58年)5月26日の日本海中部地震があり、津波による被害及び砂丘地帯の液状化現象による地盤被害が発生した。

上記③タイプの地震では、2008年(平成20年)7月24日の岩手県沿岸北部で発生した地震により、県内で重軽傷者や住宅の損壊などの被害が多数発生した。

上記④タイプの地震では、近年は顕著な被害を及ぼす地震は発生していない。

2 津波

本県は、三方を海で囲まれ、その海岸線総延長は、約740kmに及び東は太平洋、西は日本海の2つの海洋に面しており、また、太平洋側の下北半島と日本海側の津軽半島に囲まれた入り海状の陸奥湾に面している。

津波は、太平洋沿岸でその回数が極めて多く、被害の大きなものとしては、近年では1896年(明治29年)6月15日の明治三陸地震津波、1933年(昭和8年)3月3日の昭和三陸地震津波、1960年(昭和35年)5月23日のチリ地震津波、1968年(昭和43年)5月16日の十勝沖地震による津波、2011年(平成23年)3月11日の東北地方太平洋沖地震による津波などがあり、多大な被害を受けてきた。

また、日本海側では、1983年(昭和58年)5月26日の日本海中部地震による津波により大きな被害が発生した。

なお、陸奥湾沿岸では、過去において津波は記録しているものの大きな被害に至ったものはない。

(資料)

- 地象 (資料編1-7-6)
- 本県に影響のあった主な地震と津波 (資料編1-7-7)

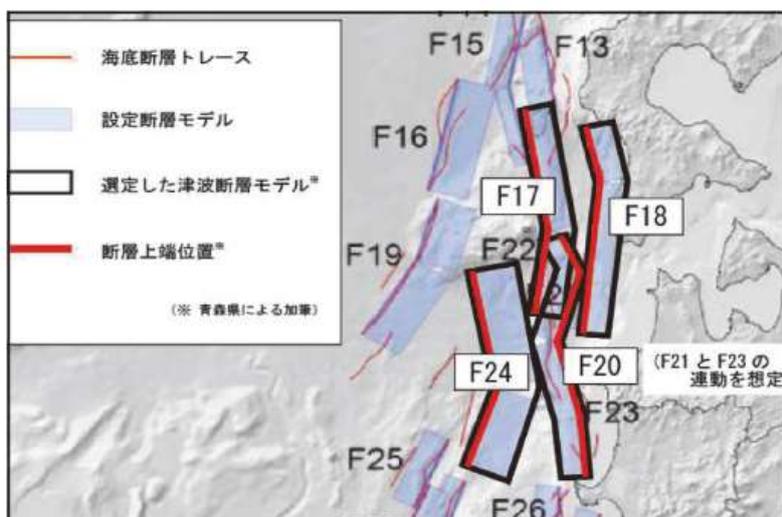
第9節 地震・津波による被害想定

本県では、地震・津波対策の基礎資料とするため、一定の条件を設定しながら、将来本県に大きな被害を与えると思われる、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を対象とした被害想定を国において実施している最新の手法を基本として、平成24年度から25年度まで及び平成27年度に実施した。このうち概ね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想された。なお、将来発生しうる最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるものとは限らないことに留意する必要がある。調査結果の概要は次のとおりである。

1 本調査における想定地震



平成24・25年度被害想定調査



平成27年度被害想定調査

2 想定地震の概要

(1) 想定太平洋側海溝型地震

1968年の十勝沖地震(M7.9)と2011年の東北地方太平洋沖地震(Mw9.0)の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定した。概ね数百年に一度の頻度で発生すると想定され、マグニチュードはMw9.0と想定される。

※Mw:モーメントマグニチュード

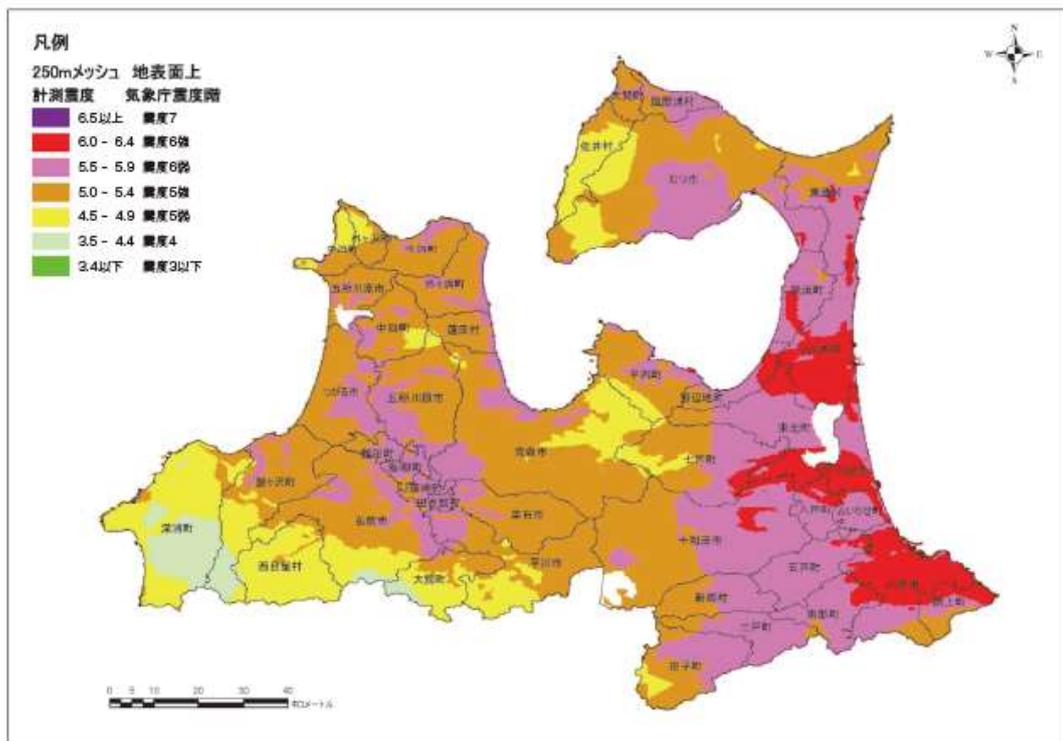
(2) 想定日本海側海溝型地震

1983年の日本海中部地震(M7.7)の震源モデル及びその最大余震の震源モデルを考慮して震源モデルを設定した。概ね数百年に一度の頻度で発生すると想定され、マグニチュードはMw7.9と想定される。

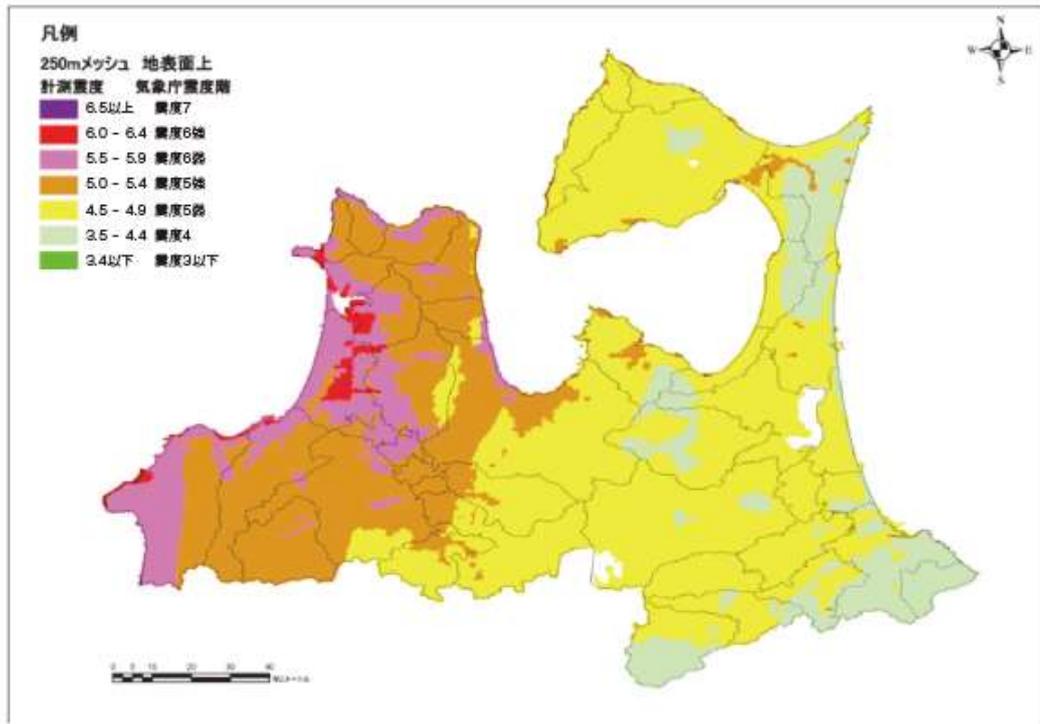
(3) 想定内陸直下型地震

「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査(産業総合研究所(2009))」により入内断層北に海底活断層が推定されたことから、震源モデルを設定した。概ね数千年に一度の頻度で発生すると想定され、マグニチュードはMw6.7と想定される。

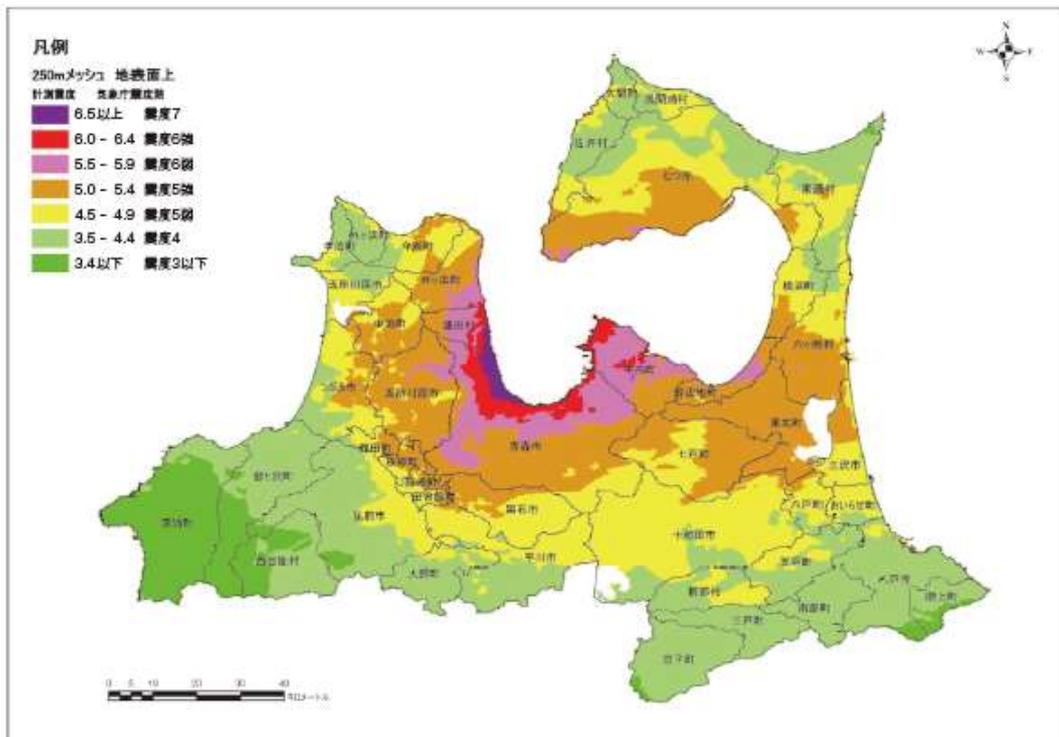
3 想定地震ごとの震度分布図



震度分布図 (太平洋側海溝型地震)



震度分布図（日本海側海溝型地震）



震度分布図（内陸直下型地震）

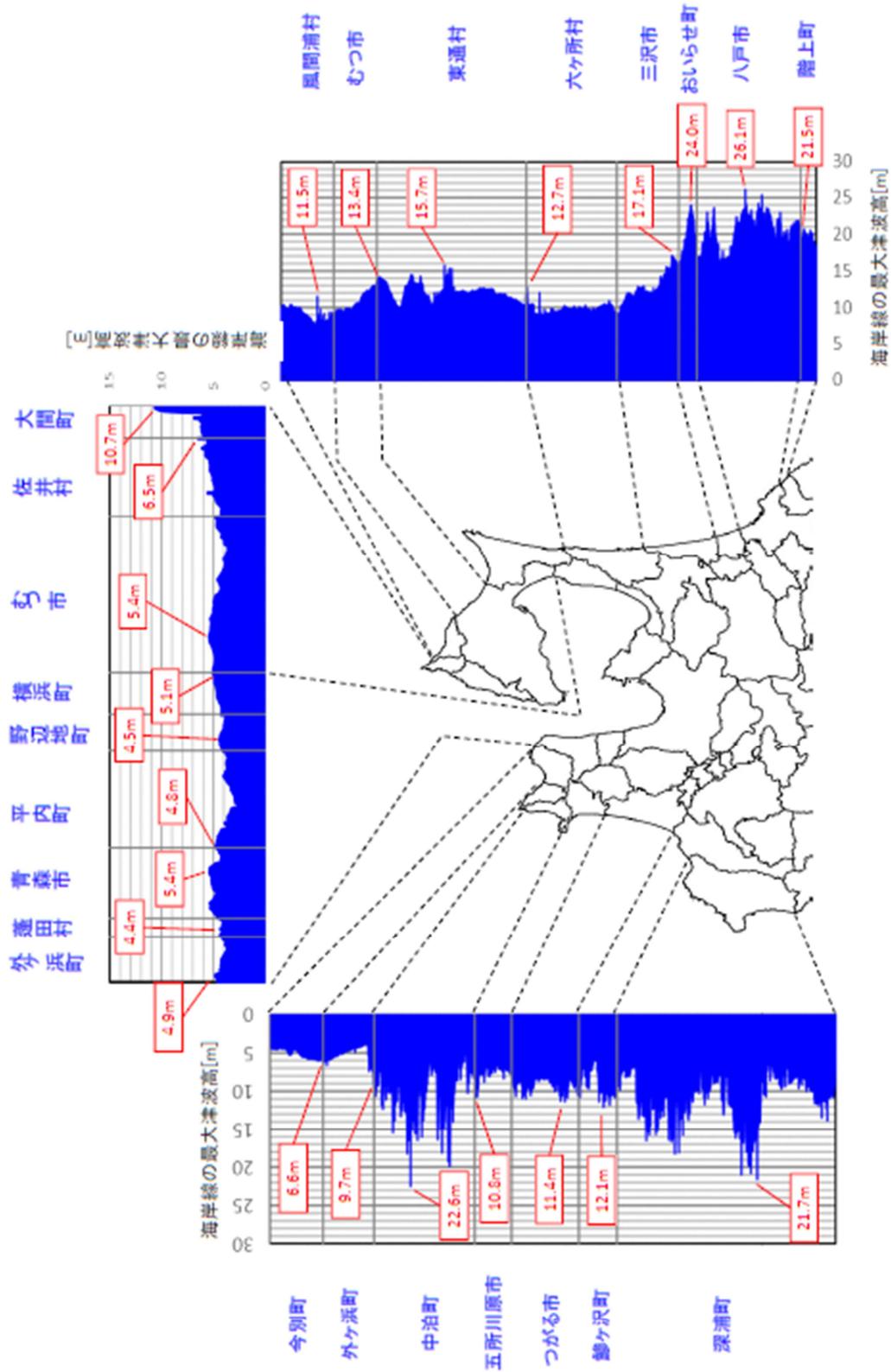
4 各種被害予測

震動・液状化危険度の予測及び津波浸水シミュレーションを行い、地震動・液状化及び津波等の外力をもとに、建物被害、火災・延焼被害、ライフライン被害、交通施設被害等の物的被害及び人的被害を算出するとともに、都市の被災様相である機能支障被(断水人口、避難者数等)も算出した。

項	目	条件・定義	単位	想定地震			備考	
				太平洋側 海溝型地震	日本海側 海溝型地震	内陸 直下型地震		
1	建物被害 (全壊)	1 揺れによる被害	全壊	棟	24,000	3,000	19,000	
		2 液状化による被害	全壊	棟	7,100	5,700	2,800	
		3 津波による被害	全壊	棟	35,000	3,100	70	
		4 急傾斜地崩壊による被害	全壊	棟	360	140	70	
		5 地震火災による被害(焼失棟数)	冬深夜	棟	4,000	70	520	
		合計	冬深夜	棟	71,000	12,000	22,000	
	建物被害 (半壊)	1 揺れによる被害	半壊	棟	85,000	20,000	27,000	
		2 液状化による被害	半壊	棟	25,000	16,000	11,000	
		3 津波による被害	半壊	棟	19,000	4,300	4,200	
		4 急傾斜地崩壊による被害	半壊	棟	730	330	150	
		合計		棟	130,000	41,000	42,000	
2	屋外転倒、 落下物の発生	1 ブロック塼の転倒	転倒	件	29,000	9,300	14,000	
		2 自動販売機等の転倒	転倒	件	3,900	690	1,100	
		3 屋外落下物の発生	落下	棟	11,000	1,200	15,000	
3	人的被害 (死者数)	建物倒壊による被害	冬深夜	人	1,600	180	1,200	
		1 屋内取寄物移動・転倒、屋内落下物による被害 (建物倒壊による被害の内数)	冬深夜	人	140	10	90	
		2 津波による被害	冬深夜	人	22,000	6,700	910	
		3 急傾斜地崩壊による被害	冬深夜	人	30	10	10	
		4 火災による被害	冬深夜	人	1,700	*	750	
		5 ブロック塼・自動販売機・屋外落下物による被害	冬深夜	人	*	*	*	
		合計	冬深夜	人	25,000	6,900	2,900	
	人的被害 (負傷者数)	建物倒壊による被害	冬深夜	人	20,000	3,400	8,300	
		1 屋内取寄物移動・転倒、屋内落下物による被害 (建物倒壊による被害の内数)	冬深夜	人	1,900	260	1,300	
		2 津波による被害	冬深夜	人	1,200	1,100	2,000	
		3 急傾斜地崩壊による被害	冬深夜	人	30	10	10	
		4 火災による被害	冬深夜	人	40	*	10	
		5 ブロック塼・自動販売機・屋外落下物による被害	冬深夜	人	130	*	60	
		合計	冬深夜	人	22,000	4,500	10,000	
	人的被害 (自力脱出困難者・ 要救助者)	1 揺れによる建物被害に伴う要救助者 (自力脱出困難者)	冬深夜	人	8,000	330	4,200	
2 津波被害に伴う要救助者		冬深夜	人	730	500	*		
4	ライフライン 被害	1 上水道	断水人口	人	631,000	112,000	254,000	上水道供給人口
			断水率	%	46%	8%	18%	1,373,000
		2 下水道	支障人口	人	119,000	19,000	42,000	下水道処理人口
			支障率	%	14%	2%	5%	860,000
		3 電力	停電軒数	軒	696,000	123,000	200,000	電灯軒数
			停電率	%	81%	14%	23%	856,000
4 通信(固定電話・携帯電話)	不通回線数	回線	270,000	47,000	76,000	回線数		
	不通回線率	%	73%	13%	20%	372,000		
5 都市ガス	供給停止戸数	戸数	120,000	23,000	60,000	供給戸数		
	供給停止率	%	65%	13%	33%	184,000		
6 LPガス	被害箇所	箇所	4,600	2,600	2,400			
5	交通施設被害	1 道路(緊急輸送道路)	被害箇所	箇所	1,600	480	540	
		2 鉄道	被害箇所	箇所	850	380	400	
		3 港湾(防災機能強化港)	港湾被害箇所	箇所	110	10	50	
6	生活への影響	避難者(直後)	避難所内	人	117,000	27,000	43,000	
			避難所外	人	65,000	15,000	25,000	
			計	人	182,000	42,000	68,000	
		避難者(1週間後)	避難所内	人	56,000	17,000	31,000	
			避難所外	人	46,000	11,000	28,000	
			計	人	102,000	28,000	59,000	
		避難者(1ヶ月後)	避難所内	人	43,000	7,000	21,000	
			避難所外	人	100,000	16,000	50,000	
	計	人	143,000	23,000	71,000			

注) 数値の表示方法:「-」は0、「*」はわずかな被害(5未満)、「5以上 1000 未満」は一の位を四捨五入、「1000 以上1万未満」は十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入。

青森県想定津波 海岸線の最大津波高



(資料)

○市町村毎の被害想定の内訳

(資料編1-7-8)

○津波浸水想定図

(資料編1-7-9)

第 10 節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本県における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等社会的条件、過去における地震・津波による被害発生状況や被害想定を勘案し、これを基礎とした。

特に、平成 24 年度から 25 年度まで及び平成 27 年度に実施した青森県地震・津波被害想定調査では、最大クラスの地震・津波により甚大な被害の発生が想定されているが、耐震対策の実施や早期避難等により大幅な減災効果が見込まれることから、本計画の確実な実施が求められる。